

優良品種の管理・活用のあり方等に関する検討会
(中間報告)(案)

令和7年〇月〇日
優良品種の管理・活用のあり方等に関する検討会

我が国農業競争力の源泉は優良な品種をはじめとする知的財産であり、我が国農産物の輸出拡大等を図るためには、その戦略的な保護・活用を通じた農産物の付加価値向上と新たな優良品種の開発をさらに加速化していく必要がある。

令和6年に食料・農業・農村基本法が改正され、知的財産の保護・活用による農産物の付加価値向上が明記されたところである。改正後の食料・農業・農村基本法に即した優良品種の開発・保護・活用の今日的な在り方として、品種の保護・管理の徹底だけでなく、産地化・ブランド化を推進し、その収益を更なる新たな優良品種の開発につなげるという「知的財産サイクル」を確立することで、農業者の所得向上を実現し、国内農業基盤の強化と地域経済の活性化に貢献することが求められている。

このためには、例えば、品種の開発段階では生産者・消費者のニーズに即した品種を開発する、品種の評価段階では市場性等に応じて知的財産取得・品種管理の戦略・方針を決定する、品種の普及初期では産地外への流出防止や産地化・ブランド化のための管理を徹底する、品種の普及拡大期では普及範囲の拡大に向けた取組を進めるといったことが必要である。

この「知的財産サイクル」の確立に当たっては、品種の開発と保護・活用を一体として推進する必要がある。品種開発については、令和7年4月に閣議決定された新たな食料・農業・農村基本計画において、農研機構、都道府県試験場、大学、民間の研究機関等が一体となって、多収性、スマート農業技術適性、高温耐性、病虫害抵抗性のほか、環境負荷低減への対応や輸出促進等の社会課題の解決に資する革新的新品種の開発と普及の迅速化を図ることとされている。適切な優良品種の保護・活用を図りつつ、こうした産官学連携による新品種の開発と普及を進めることも重要である。

こうした視点から、昨年6月の提言(以下「前回提言」という。)を踏まえつつ検討した優良品種の管理・活用のあり方等について報告する。

1 望ましい優良品種の保護・活用のあり方

優良品種を継続的に開発・普及するため、品種の流出防止に向けた管理や優良品種を活用した産地化・ブランド化を推進するとともに、品種の利用者に応じた戦略的な許諾料設定を通じてさらなる品種開発につなげる「知的財産サイクル」を確立し、農業者の所得向上と国内生産基盤の強化、食料安全保障につなげていくことが望ましい。

こうした姿の実現に向けて、現場における対応の実践を推進するとともに、これを後押しするための法的環境の整備を進めるべきである。

(1) 現場における対応の実践の推進

望ましい優良品種の保護・活用の現場における実践に資するよう、その方向を次のとおり指針として示し、現場への普及を図るべきである(「優良品種の保護・活用に関する指針(案)」(別紙1))。

①品種の管理・活用の基本方針の樹立

品種育成者は品種の栽培性、将来における国内外での市場性等を評価するための枠組を整備し、その評価結果に基づき、費用対効果も踏まえて当該品種毎に知的財産権の取得や品種の管理・活用方針を決定する。

一般流通させる品種は原則として品種登録を行い、海外持出制限、栽培地域指定を活用して保護・産地化を図るとともに、他の知的財産権も活用し複層的な保護を図る。

海外への品種登録出願は、当該品種の流出リスク、将来における輸出・海外ライセンスの可能性に応じてその要否を判断する。流出リスクは、増殖・栽培の難易度、栽培性・市場性等の評価、海外市場における既存の日本品種・品目の評価等を参考に判断する。また、品種登録後は、費用対効果を踏まえ、登録維持の要否を判断する。

②品種登録前の管理

品種登録前の段階で流出した場合には育成者権侵害を理由とする差止請求ができないため、品種育成者は、育成系統の厳格な管理を行う。

品種登録前に現場で品種を利用する際には、品種利用者を限定・特定し、厳格な契約・流出防止措置を講じる。

③品種登録後の管理・活用

農業振興を目的に開発した果樹等の優良品種は、農業利用など政策目的に適った利用に限定した種苗管理を行うことを基本とする。

具体的には、育成者権者と種苗業者等との許諾契約において、種苗販売先を『生産者に限定』、『不特定多数が購入し得る量販店やインターネットサイト等への販売禁止』等の条件を付す。また、生産者の種苗購入条件として『第三者への譲渡禁止』を付すことで、種苗の農業利用を担保する。

より厳格に管理する場合には、種苗業者・収穫物生産者に対し余剰種苗の適切な取扱いや剪定枝の適切な管理を義務付けるとともに、種苗業者に対し種苗増殖本数及び種苗購入先の住所・氏名・購入本数等の報告を求める。

また、収穫物への商標利用、育成者権等を活用した品質・出荷時期のコントロールなど優良品種を活用した産地化・ブランド化を図る。

こうした管理の水準は、品種の栽培性・市場性等に応じ費用対効果を踏まえて検討。普及拡大に伴い管理の水準を緩和するなど品種のライフサイクルも考慮する。

優良品種の種苗の増殖・販売等に際し、知的財産への意識や種苗管理の実務に関する知見・能力のある種苗業者を育成する『種苗管理プログラム』の受講や、流出・侵害防止に向けた種苗管理の実践などを許諾要件に設定することも有効である。

④戦略的な許諾料設定

品種開発投資や知的財産の管理・活用に必要なコスト、品種の経済的価値を踏まえて、普及にも資するよう、品種の利用者に応じた戦略的な許諾料の設定を検討する。

【戦略的な許諾料設定（例）】

海外向け等政策対象外の者向けには、品種の経済的価値に見合う水準に設定

国内農業者向けには、引き続き、営農に支障がない水準に設定

(2)現場対応の実践を後押しするための法的環境の整備

望ましい優良品種の保護・活用の現場における実践をしやすくし、その実効性を高めるため、次のとおり法的環境の整備を検討すべきである。

①品種登録前の管理

品種登録出願中の出願品種の無断利用には育成者権に基づく差止めを求めることができないため、品種登録前に現場で品種を利用する際には厳格な管理が必要である。

こうした厳格な管理の推進に加えて、前回提言で指摘したとおり、制度的対応として、品種登録出願中に無断で増殖・譲渡・輸出等が行われた場合であっても差止請求ができる措置の導入を検討すべきである。

②育成者権の存続期間

前提提言で指摘したとおり、新品種の開発には交配・選抜に多くの期間を要する上、産地化には技術の確立やプロモーション等に多くの投資・期間を要するが、品種開発コストの回収に十分な期間となっていないとの指摘もあるため、育成者権存続期間の延長について検討すべきである。

③苗木のリース方式

前回提言で指摘したとおり、苗木生産者・果樹生産者のみが苗木を取り扱う厳格な管理の方法として、諸外国では、苗木の譲渡ではなく、苗木の所有権を育成者権者に残したままで生産者に貸与するリース方式が一般的になりつつある。

リース方式の下では、育成者権者は、苗木利用者に苗木の譲渡禁止等の義務を課することができるほか、第三者の無断利用に対して差止めを請求できるなど侵害リスクを最小化する厳格な管理がしやすくなる。苗木のリース先を限定し、リース条件として栽培・出荷の時期・量・品質の管理等を行うことで高品質・高価格なブランドの構築・維持を図ることも可能となる。育成者権者によるこうした管理の選択肢の幅が広がることや、地域ぐるみのブランド製品の生産・供給の取組が拡大し農業者の所得向上に繋がることは望ましい。

このため、苗木リース方式を望む者が円滑な導入を行うことができるよう、苗木リース方式の円滑な導入に向けた法的環境の整備を進めるべきである。

なお、リース方式の実際の導入に当たっては、上記メリットがある一方、売買とは異なり契約関係が一定期間維持されるなど従来慣行とは異なる特徴があることから、費用対効果を踏まえつつ、地域における合意形成の下、導入を判断するものである。

④育成者権の効力が及ぶ範囲の拡大

種苗法では、育成者権者の意思に基づいて種苗が譲渡された場合には、育成者権の効力が及ばないこととされており(種苗法第21条)、このような種苗に対しては育成者権に基づく差止請求や損害賠償請求を行うことができない。

優良品種の保護・活用に関する指針で定める品種登録後の管理・活用を実効的に行っていく観点からは、種苗の海外への持出しなど育成者権の効力が及ばない範囲の特例(種苗法第21条の2)を参考に、例えば、一定の種苗の譲渡や収穫物の生産を育成者権者の意思に基づく必要があるとするなど、育成者権の効力が及ぶ範囲を拡大することを検討すべきである。

⑤育成者権侵害者が得る不正な利益への対応

(ア) 前回提言では、育成者権侵害に対する損害賠償について、「損害賠償の算定方法については、他人の権利を無断で利用した者がそれによって利益を取得した場合に、育成者権者はその利益の償還（利益の剥奪）を求める権利を有するとの考え方もある。」「種苗特有の事情を考慮した損害額の算定方法も考えられる。」と述べたところである。

(イ) 本検討会では、専門委員による法的事項分科会を設置し、権利侵害によって侵害者が得た利益に対して法的な対応が可能か検討を行った（法的事項分科会の中間報告は別紙2）。

(ウ) 不正な利益が侵害者の手元に残り、侵害し得を許容することになる一方、育成者権の十分な保護を図ることができず、権利取得のインセンティブを低下させるといふ課題に対応する制度的な手当てを講じるべきである。

その具体的な方向性としては、損害賠償制度とは別個の請求権を新たに創設することで侵害者利益を育成者権者に償還させるものと、損害賠償制度の枠内で許諾料相当額の徴収による調整を図るものが考えられる。法的事項分科会の報告を踏まえて、具体化に向けて更なる検討を行うべきである。

⑥輸出目的での保管に対する刑事罰の適用

前回提言で指摘したとおり、令和2年の種苗法改正により、海外持出制限の届出をした登録品種については、譲渡によって一旦権利が消尽した種苗であっても、輸出に対しては育成者権の効力が及ぶこととなった。しかし、輸出の既遂（貨物積載等）後に取締りを行うことは容易ではない。オンラインサイトで販売されている登録品種の種苗が海外からも購入できるモデルが出現するなど海外流出リスクが高まる中、種苗の無断輸出抑止の実効性を高めるためにも、輸出目的で種苗を保管している段階で権利行使、刑事罰の適用が可能となるよう検討すべきである。

2 オンライン取引等の増大に伴う新たな課題への対応

望ましい優良品種の保護・活用を推進し、新品種の育成・普及を推進していくに当たっては、コロナ禍以降の種苗のオンライン取引の増大に伴う登録品種の侵害・流出リスクのほか、不適正な種苗の流通など、新たな課題に対応していく必要がある。

この点、1の内容において、前回検討会の提言内容も含め、概ねカバーされているものの、新たな課題への対応として、特に次のとおり、プラットフォーム事業者における対応を検討するとともに、必要な法的枠組の整備を検討すべきである。

(1) 新たな侵害・流出リスクへの対応

オンライン取引における育成者権の侵害については

- ・ 侵害立証にコストがかかる一方で損害額が高額にならないこと
- ・ 匿名販売のため販売者の特定が困難
- ・ 短期間に売り切れるため侵害疑義品の確保が困難

等の事情があり、育成者権者がオンライン上の侵害品に対して権利を行使しようとする際に、主に以下の課題が提起された。

- ① 販売品が、申立者が育成者権を有する品種であることを示すことが困難
- ② 無断販売であることを示すことが困難

- ③ 侵害疑義品を販売している者が誰かわからない
- ④ 品種登録出願中の品種に対する保護や権利侵害疑義品を既に販売してしまった者への対応

他方、権利侵害疑義品がオンライン取引の形態で取引されることについては、取引の場を提供するプラットフォーム事業者にとっても課題であり、プラットフォーム事業者において権利侵害品の出品や取引への対応に取り組んでいるところである。

しかし、種苗のオンライン販売形態での権利侵害については、種苗の増殖自体は容易である反面、出品画面等の外見からは出品者の協力なくして育成者権侵害の有無を判断することは困難であることから、権利救済の必要性が高い。また、情報流通プラットフォーム対処法が被害者救済と表現の自由の保護とのバランスを図ることを目的としているのに対し、種苗の出品は純粋な経済行為であるから育成者権侵害事案については権利者保護を厚くすることもあり得ると考えられる。

こうした種苗のオンライン販売の特殊性を踏まえ、各課題について次の対応を検討すべきである。

① 販売品が申立者が育成者権を有する品種であることを示すことが困難

(ア) 品種名称の表示方法の規約への位置付け

プラットフォーム事業者において、品種名称の表示方法をプラットフォーム事業者の規約に位置付け、規約において品種名称の明示を求めるとともに、不適切な名称を規約違反として出品の停止等の措置を講ずるようになることが望ましい。

(イ) 登録品種名称使用義務違反の刑事罰化

登録品種の販売時には、品種登録時に登録された名称を使用する義務があり(種苗法第22条)、その違反には過料が科されることとなっている(種苗法第75条)。この登録名称は、販売されている種苗が育成者権を有しているか否かを示すものであり、登録名称の適正な使用をより厳格に担保するため、違反を過料から刑事罰へ改めることを検討すべきである。

(ウ) 登録品種の名称使用時の立証責任の転換

前回提言で指摘したとおり、登録品種の名称で販売されているものは実際に当該品種であることが推定されるとして、侵害の立証責任を被疑侵害者側に転換する方法を検討すべきである。

② 無断販売であることを示すことが困難

(ア) 育成者権者の申立てによる侵害行為の認定の迅速化

プラットフォーム事業者において、育成者権者の申立てによる侵害行為の認定の迅速化に向けて、以下の措置を講ずるようになることが望ましい。

ア 育成者権者から以下の旨申立があった際に、権利侵害の蓋然性が高いとして出品削除することを規約に規定すること

※具体的内容は農林水産省からプラットフォーム事業者に提示

イ アに該当しない場合であっても、自身が権利を有する品種が販売されているとする育成者権者から出品削除の申立があった際には、出品者に出品を削

除する旨の照会を行い、7日経過しても削除に同意しない旨の返信が無い場合には削除する旨をプラットフォーム事業者の利用規約に規定すること

(イ) 権利侵害疑義品の出品停止の要件の緩和

情報流通プラットフォーム対処法第3条においては、オンライン上での出品削除措置に関するプラットフォーム事業者の免責規定を定めている。

上述のような種苗のオンライン販売の特殊性等に鑑み、種苗法等において、種苗の販売におけるプラットフォーム事業者による出品への措置について独自の取り扱いができないか可能性を探ることも有用である。

③ 侵害疑義品を販売している者が不明であることへの対応

(ア) 発信者情報開示請求の要件の緩和

情報流通プラットフォーム対処法第5条においては、オンライン上での権利侵害時の発信者情報の開示請求権を定めている。

種苗のオンライン販売形態での権利侵害については、上述のような種苗のオンライン販売の特殊性等に鑑み、種苗法等において、種苗の販売におけるプラットフォーム事業者による発信者情報の扱いについて独自の取り扱いができないか可能性を探ることも有用である。

(イ) 登録品種販売時の顕名表示

上述のような種苗のオンライン販売における育成者権侵害の特殊性に鑑み、前回提言で指摘したとおり、オンライン上の登録品種の取引についても、販売に当たり、品種名の表示が担保されるとともに、流通過程において侵害行為やその疑義があった場合にこれらの確認ができるよう、登録品種販売時における販売者情報の明示を検討すべきである。

④ 品種登録出願中の保護等への対応

プラットフォーム事業者において、育成者権者から補償金請求権の行使に必要な品種登録出願中の無断利用の警告について出品者に伝える、侵害が疑われる場合には販売後であっても育成者権者からの警告を伝えるといった措置を講ずるようになることが望ましい。

⑤ こうした対応に加え、種苗管理センターの品種保護対策課を活用し、オンライン上の侵害への相談を行うことも有用であり、この際、種苗法の判定制度に加えて、DNA品種識別技術等を活用し、出品物と登録品種の同一性を判定することも検討すべきである。

更に、農水省において、育成者権者も交えながら、プラットフォーム事業者と継続的に対話を行い、協力してオンライン上の違法出品の抑止に取り組むべきである。

(2) 不適正な種苗の流通防止への対応

種苗のオンライン取引が拡大する中で、指定種苗制度では、種苗の現物に品種名や発芽率等の表示が義務付けられている一方、オンラインでの種苗販売時にはこうした表示義務がなく、需要者は、オンライン等での種苗購入時に、種苗の品質に関わる情報を確認できない。

適正な表示が行われていない種苗の流通が拡大しており、こうした種苗の是正も担保できないため、農業生産にも悪影響のリスクが発生している。

こうした状況に対応するため、以下を検討すべきである。

(ア) オンライン販売における指定種苗表示の義務付け

販売する種苗の現物にのみ表示事項の添付が求められているが、オンラインサイト上での指定種苗表示の義務付け、需要者が種苗購入時に品質等を容易に識別できるよう、オンラインにおいて種苗を販売する際に、種苗の現物だけでなく、オンラインサイト上にも種苗業者名、品種名、発芽率等の表示を義務付けることを検討すべきである。

(イ) オンライン販売時の小売業者の種苗業者届出の義務付け

種苗業者(指定種苗の販売を業とする者)には農林水産大臣に届出を行う必要があるが、小売業者(種苗業者以外の者だけに直接種苗を販売する者)にはこの義務を課していない(種苗法第58条、種苗法施行規則第22条第2項)。

これは、実際に種苗を栽培の用に供する者に販売する事業者については、その種苗に問題が発生した際に容易にその販売元を把握できるという考え方によるが、オンラインでの匿名販売の際には販売元の把握が困難であることから、小売専売業者であっても届出を義務付けることを検討すべきである。

(ウ) 指定種苗制度における「業」のガイドラインの公表

指定種苗の対象は「業として」種苗を販売する者であり、この「業として」については、どのような場合を想定しているのか、農水省においてガイドラインを公表すべきである(「ガイドライン」案、別紙3)。

(エ) 指定種苗制度に関する法執行の実効性の強化

オンライン取引を含めた指定種苗の法執行を強化するため、報告徴収命令を関連業者に拡大するとともに、立入検査の導入を検討すべきである。

(オ) 指定種苗の表示義務違反に対する処分基準の公表

指定種苗の表示義務違反に適正に対処するため、義務違反が発生した場合の農水省の処分基準を公表すべきである。

3 対応の具体化に向けて

- (1) 本報告を踏まえて、望ましい優良品種の管理・活用のあり方に向けて、必要な制度的枠組を含めた検討を進めるとともに、対応可能なものから順次速やかに着手していくべきである。
- (2) 「優良品種の保護・活用に関する指針」については、本報告を踏まえて速やかに策定・公表し、その具体化に向けた取組を進めるべきである。
- (3) 種苗法等の制度的な枠組の検討が必要となる事項については、実現に向けて更なる検討を進めるべきである。この際、産官学の連携等による品種の開発・普及と保護・活用に関する施策を一体的に講じ、両者の好循環を促すことが重要であり、こうした枠組もあわせて検討を行うべきである。